

長柄町障害者活躍推進計画

|                            |                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機関名                        | 長柄町役場                                                                                                                                                                                       |
| 任命権者                       | 長柄町長                                                                                                                                                                                        |
| 計画期間                       | 令和6年4月1日～令和8年3月31日                                                                                                                                                                          |
| 長柄町における障害者雇用に関する課題         | 長柄町役場においては、令和5年度において法定雇用率を満たしている。引き続き法定雇用率を達成するよう障害者雇用の継続、推進を図る。                                                                                                                            |
| 目標                         |                                                                                                                                                                                             |
| 1. 採用に関する目標                | 障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点での法定雇用率以上を目指す。<br>(評価方法) 毎年 の 任免状況通報により把握。                                                                                                               |
| 2. 定着に関する目標                | 不本意な離職を極力生じさせない。                                                                                                                                                                            |
| 取組内容                       |                                                                                                                                                                                             |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備         | ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。<br>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先等の情報を関係者間で共有する。<br>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。                                 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出    | ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。<br>○面談、自己申告書等から障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。                                                                                 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○新規に採用する障害者については面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。<br>なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。<br>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等、通院への配慮等の取組を行う。 |
| 4. その他                     | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。                                                                                                                     |